



# ごみ分別Q&A

## 可燃ごみ

**Q** 可燃ごみに分別するものは、どのようなものですか？

- 調理くず
- 廃食用油などの液状のもの  
(紙や布に染み込ませてください)
- 紙おむつ  
(汚物を除いてください)
- 紙製使い捨て容器やリサイクルできない紙
- ストローや計量カップ・スプーンなど比較的柔らかいプラスチック製品
- プラマークがある容器でも中身を取り除けず汚れたプラスチック類のもの
- はんてんや座布団のように綿入りのものや破れた服など
- 一度加工された木や竹(製品)、野菜や果物の茎・皮など

団や木材  
(毛布は古着・古布類です)

**Q** 可燃ごみの出し方は？

**A** 松前町可燃ごみ指定袋をご使用ください。

毎週月曜日と木曜日に収集しています。収集当日の朝7時までに、地域で決められた場所に出してください。  
なお、指定袋は可燃ごみだけです。

他の種類のごみは、紙類は紐(ひも)で十字に縛ってください。紙類以外の資源物・有害ごみ・乾電池・埋立ごみは、透明か白色半透明の袋に入れてください。

詳しくは先にお配りしたごみ分別の手引き3ページをご覧ください。また、可燃ごみ指定袋にも印刷しています。

**Q** 可燃ごみの分別に該当しない代表的なもの？

- 資源物として各種の分別ができるもの
- 可燃ごみ指定袋に入らない布

## ごみ収集時間の変更について(お願い)

エミフルMASAKIの開店に伴い、周辺道路の混雑が予想されます。

つきましては、エミフルMASAKI周辺のごみ収集時間を開店前としますので、午前7時には所定の場所にごみの排出をお願いします。

なお、これにともない収集時間が今までより遅くなる地域もありますので、ご理解とご協力をお願いします。



## 生ごみ処理容器等購入費の補助金

家庭から出る生ごみを減量し資源化意識の高揚を図るため、町のあつせん商品、もしくは同等品の生ごみ処理容器などの購入に補助金を交付しています。

### 電気式生ごみ処理機

電気式生ごみ処理機は、購入費の2分の1(限度額20,000円)を補助します。

- 乾燥型 電気で加熱し続けて生ごみを乾燥させて減量します。
- バイオ型 保温状態で微生物の活動により生ごみを分解して減量します。

### 生ごみ処理バケツ

生ごみをボカシ(発酵促進剤)の働きによって分解し液体肥料をつくるバケツです。

### 生ごみ処理容器(コンポスト)

屋外用で5センチ〜10センチくらい地中に埋めて使用するものです。容量は200リットル(ドラム缶)

ぐらいの大きさから半分以下の容量のものまで様々です。生ごみを地中の微生物の働きによって分解し堆肥化するものです。

※ 生ごみ処理バケツと処理容器は、1基につき購入費の2分の1(限度額3,600円)を補助します。

### 補助金交付に必要なもの

- 印鑑(シャチハタ不可)
- 納税証明書
- 65歳以上の方が申し込むときは、介護保険料納付証明書

### 注意事項

購入証明書が必要ですので、購入される前に役場生活環境課にお問い合わせください。窓口にお越しください。

### 問い合わせ

役場生活環境課ごみ対策係

☎ 985-4117